

第122回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 ・ ・	1 頁
連結計算書類の連結注記表 ・ ・ ・ ・ ・	6 頁
計算書類の個別注記表 ・ ・ ・ ・ ・	26 頁

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

株式会社アルバック

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすべく、反社会的勢力との関係排除をはじめとする遵法意識の啓蒙をうたう企業倫理行動基準を定め、同基準に関する教育及び小冊子の配付を行うことによりこれを周知徹底する。また、コンプライアンス委員会を設置し、内部通報者が内部通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことの保障も含む内部通報制度その他のコンプライアンス関連規定を整備した上でその活動を行う。加えて、独立性が保障された監査室を設置し、金融商品取引法上の内部統制の評価を行うとともに、当社監査役と連携して業務の有効性や適切性の監査を行う。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報に関しては、情報管理に関する規定を整備・拡充し、各種重要会議の議事録その他文書の作成、閲覧、保存及び廃棄について適切な管理方法をとる。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社における各部署の担当業務を明確に定め、各部署の部署長の責任と権限を明確化する。その上で、対象事案の性質や影響度に応じて、対象事業遂行の主たる所管部署のみならず、関連する部署も加えた綿密な審議検討を行った後、当社各種規程に則って当社取締役へ報告を行い、当該取締役が判断を行う体制をとることで、当社の企業活動遂行における損失の危険の管理を行う。これに加え、リスク管理に関する当社規程の整備・拡充により、リスクを分類の上、それぞれのリスクについての主たる管理を行う部署を定め、各部署長を責任者とする管理体制をとる。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画を定めて当社全体の目標を明確化する。その上で、各部署の部署長が部署ごとの業績目標を作成し、この実績を当社各種規則に則って当社取締役がこれを評価することで業績への責任を明確にする。また、各部署の部署長の責任と権限を明確化することで意思決定プロセスを迅速化しつつ、重要事項については当社取締役を含めた合議をはかるという体制をとることによって、迅速さと慎重さを兼ね備えた臨機応変な意思決定を目指す。さらに、当該重要事項に関する当社会議への当社監査役の出席や情報の取得の機会を保障することで、適切な判断を担保する。

ホ. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団全体の企業価値の維持及び向上を重視する。そして、これらの実現のため、子会社ごとの自主性及び独立性を尊重しつつも子会社それぞれの所在国、事業内容、事業規模などの諸般の状況を総合考慮して適切に当社が指示及び管理を実施することが最適との認識のもと、子会社の管理として最適と判断される方法を選択して実行するという責務を担う部門として経営企画室をその任にあてる。

かかる方針に基づき、事業計画については、まず、当社にて当社企業集団全体の目標を明確化し、当該目標を考慮して各子会社が事業計画を策定する体制をとっている。また、企業価値の維持及び向上のため、各子会社においてコンプライアンスの啓蒙、コンプライアンス体制の構築及び運用を講じることとしている。

また、各子会社の取締役及びこれに相当する者の職務の執行に係る当社への報告については、子会社も参加する当社の重要会議、事業計画の策定過程や実績報告における協議や確認、及び各子会社において実施される重要会議に関する報告など多種多様な機会を利用するよう努める。

次に、各子会社の損失の危険の管理及び各子会社の取締役などの職務の執行の効率をはかるといふ観点からは、各子会社にリスク管理に関する規定や体制の構築及び運用を実現するよう努める。さらに、当該規定や体制の構築のみならず、実際に重大な損失の発生もしくは発生のおそれが生じた際に、当社がこの事実を速やかに把握できるよう、当社からの取締役や監査役の派遣、複数子会社が参加する重要会議の運営、事業計画の策定の補助と実績評価及び計画と実績の差異の照会などによって、対象子会社の管理として最適と判断される方法と密度を選択し、これを実行する。

そして、子会社の取締役、取締役に相当する地位にある者及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社が策定した企業倫理行動基準を子会社各社に配付してコンプライアンス意識の啓蒙に努めるとともに、当社コンプライアンス委員会への内部通報の機会も保障し、通報に対する対処も適切に行うこととする。

なお、これらに加えて、当社監査役や当社監査室が、各種諸法令に従い、監査業務遂行上最適と判断される方法で子会社各社の監査活動を行い、業務の適正を確保できるよう努める。

へ、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役がその職務を補助すべき使用人の当社における設置を当社に要請した場合、当社取締役はこれを応諾し、必要な協力を行う。そして、当該監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、当社監査役会の事前の同意を得る。

また、当社監査役は、必要に応じ、最適と思われる部署に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当社は当該指示を受けた使用人が当該指示に従って対応することを認める。

ト、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社取締役及び使用人は、当社及び子会社に重大な損失を与える事項の発生または発生のおそれがあることを覚知した場合、あるいは当社及び子会社の取締役、取締役に相当する地位にある者及び使用人による違法または不正な行為の発生を覚知した場合には、諸法令及び社内規定に従ってこれを当社監査役に報告する。特にリスク管理体制については、各リスク管理部門が、諸法令及び社内規定に従い、責任をもって定期及び臨時にこれを当社監査役に報告する。また、当社は、当社監査役に対しこれらの重要事項に関する当社会議への出席並びに情報の取得及び意見を述べる機会を付与することを保障する。加えて、当社監査役にこれらの報告を行った者は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことも保障する。

チ、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役が、その監査業務遂行のために必要となる費用の負担に関する要求を当社に行った場合、当社は、当該要求内容が当該監査役の監査業務遂行のために必要なものではないと合理的に認められる場合を除き、速やかにこれを負担するための措置を講ずる。

リ、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社監査役に対し、監査のために必要となる会議への出席及び情報の取得の機会を保障する。その上で、当社監査役は、当社社外監査役の知見も得ながら、会計監査人や当社監査室と連携して監査業務を遂行する。また、当社監査役は、当社取締役とも定期的な意見交換を行うことで監査役監査に関する啓蒙を行うと同時に監査の充実及び監査環境の整備に繋げ、実効的かつ機動的な監査を実現するよう努める。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ. 当社事業活動の適法性確保に対する取組みの状況

当社では、取締役及び使用人が遵守すべき行動指針として企業倫理行動基準を策定の上、適宜見直しを行っています。その上で、企業倫理行動基準を小冊子化して配付するとともに、同基準に沿った社内規程及び社内体制の整備にも努めています。また、特に遵守すべき諸法令とあわせた企業倫理行動基準に関する教育を適宜実施しており、反社会的勢力に対する対応についても、企業倫理行動基準に記載して啓蒙するとともに、該当事案が発生した場合には、速やかに外部専門機関と協力して対応する体制を整備しています。

さらに、当社におけるコンプライアンス通報窓口として、当社コンプライアンス委員会事務局を窓口とする内部通報窓口に加え、法律事務所を窓口とする外部通報窓口を設置しています。この法律事務所については、外部通報窓口に特化した業務を依頼しており、当社との間に顧問契約は締結しておりません。また、通報者が通報を行ったこと自体を理由として不利な取扱いを受けないことを規程にて保障し、通報内容は速やかにコンプライアンス委員会に伝えられ、同委員会主導のもと、必要に応じて外部専門家の意見を取得しながら、その調査や改善対策などを行っています。これらの体制についても、企業倫理行動基準において明記しています。

ロ. 当社取締役の職務執行の適正及び効率の確保に対する取組みの状況

当社取締役会は、社外取締役4名を含む取締役7名（当年度末日時点）で構成されており、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しています。当年度において当社取締役会は16回開催されており、各議案について活発な意見交換を行う審議及び決議を行っています。また、取締役会においては、重要な業務執行に関する意思決定のみならず、業務執行状況などについての適切な分析評価といった監督も行い、意思決定機能のみならず監督機能の実効性確保にも努めています。また、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っています。加えて、当社取締役会の諮問機関として指名報酬等委員会を設置し、独立役員を含めた社外役員の意見を取り入れた経営を行っています。

他方、当社は、執行役員制度を採用し、特定の業務執行に関する権限を取締役会によって執行役員に付与しており、その執行役員を含む経営会議を当年度においては22回開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っています。

ハ. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社は、リスク管理に関する規程や体制を整備してリスク管理を行っています。想定されうるリスクの性質に応じ、それを所管する部署の部署長の責任と権限を明確化し、対象事案の性質、影響、そして緊急度に応じて関連部署の協働のもとで柔軟な対応をはかっています。当年度においては、当社における全体的なリスクを管理するリスクマネジメント委員会を開催し、当社役員同席のもとで全体的なリスク報告を行い、議論の上でリスク管理体制の見直しを行うことで、より効果的なリスク管理体制の運用の実現に努めています。

ニ. 当社グループにおける業務の適正性確保に対する取組みの状況

当社グループ会社における業務執行の状況などの把握については、当社経営企画室にて、グループ会社の所在国、事業内容、事業規模などの諸般の状況を総合考慮の上、定例会議や事業計画の進捗確認などの個別会議などを通じて最適な方法で情報を取得し、分析と検討を行っています。

また、当社の策定する企業倫理行動基準は、当社グループ会社にも通知され、各グループ会社においてその教育や内部通報制度の整備を行い、コンプライアンスの啓蒙活動を展開しています。加えて、当社監査役や監査室が各種諸法令に従ってグループ各社の監査に努めています。

ホ. 監査役の監査の実効性確保に対する取組みの状況

当社監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。当年度において当社監査役会は20回開催されており、取締役会議案を含む監査に関する重要な事項についての報告と協議を行っています。監査役は、監査役会での協議及び個々の監査役の知見をもとに、取締役会の場に限らず随時適切に当社取締役に提言を行っています。また、当社は、監査役が取締役、監査室並びに会計監査人と定期的に意見交換する場を保障し、コンプライアンスや内部統制の整備状況など多岐にわたる事項について意見交換をしています。加えて、当社は、監査役が監査に必要な情報についてこれを提供するとともに、当該情報取得の保障の観点から必要な会議への出席を保障しています。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数、比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

【連結注記表】

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 25社

アルバックテクノ(株)、ULVAC Technologies,Inc.、アルバック機工(株)、アルバック販売(株)、アルバック・クライオ(株)、アルバック・ファイ(株)、ULVAC KOREA,Ltd.、ULVAC TAIWAN INC.、ULVAC SINGAPORE PTE LTD、愛発科真空技術(蘇州)有限公司、愛発科東方真空(成都)有限公司、愛発科自動化科技(上海)有限公司、愛発科真空技術(沈陽)有限公司、愛発科(中国)投資有限公司、Physical Electronics USA,Inc.、Pure Surface Technology,Ltd.、ULVAC CRYOGENICS KOREA INCORPORATED、ULTRA CLEAN PRECISION TECHNOLOGIES CORP.、アルバック成膜(株)、ULCOAT TAIWAN,Inc.、愛発科商貿(上海)有限公司、愛発科真空設備(上海)有限公司、愛発科成膜技術(合肥)有限公司、愛発科東方検測技術(成都)有限公司、愛発科費恩斯(南京)儀器有限公司

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったタイゴールド株式会社は、当社の連結子会社であるアルバックテクノ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

愛発科天馬電機(靖江)有限公司は、当社が保有する出資持分を譲渡したことにより当社の持分比率が低下したため、連結の範囲から除外しております。

ULVAC MALAYSIA SDN.BHD.は、現在清算手続中であり重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

愛発科電子材料(蘇州)有限公司は、当社が保有する出資持分を全て譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の数 9社

ULVAC GmbH、ULVAC SOFTWARE CREATIVE TECHNOLOGY,CO.,LTD.、ULVAC Materials Taiwan,Inc.、日真制御(株)、ULVAC(THAILAND)LTD.、ULVAC CRYOGENICS(NINGBO)INCORPORATED、愛発科(蘇州)技術研究開発有限公司、(株)ファインサーフェス技術、ULVAC MALAYSIA SDN.BHD.

ULVAC MALAYSIA SDN.BHD.は、現在清算手続中であり重要性が乏しいため、連結の範囲から除外し、非連結子会社としております。

③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金等の観点からみても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数 4社

(株)昭和真空、ULVAC AUTOMATION TAIWAN Inc.、寧波愛発科真空技術有限公司、愛発科天馬電機(靖江)有限公司

当連結会計年度において、愛発科天馬電機(靖江)有限公司は、当社が保有する出資持分を譲渡したことにより当社の持分比率が低下したため、同社を連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社（9社）及び関連会社（5社）については、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、愛発科真空技術(蘇州)有限公司、愛発科東方真空(成都)有限公司、愛発科自動化科技(上海)有限公司、愛発科真空技術(沈陽)有限公司、愛発科(中国)投資有限公司、愛発科商貿(上海)有限公司、愛発科真空設備(上海)有限公司、愛発科成膜技術(合肥)有限公司、愛発科東方検測技術(成都)有限公司及び愛発科費恩斯(南京)儀器有限公司の決算日は12月31日であり、アルバック機工(株)、ULVAC Technologies,Inc.及びULVAC SINGAPORE PTE LTDの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、12月31日が決算日の連結子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、3月31日が決算日の連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

デリバティブ.....時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法の他、当社の研究開発部門・富士裾野工場及び賃貸
(リース資産を除く) 用有形固定資産については定額法。ただし、1998年4月

1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっており、国内連結子会社において2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。また、主な耐用年数については、次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～13年

無形固定資産……………定額法。ただし、ソフトウェア（自社利用分）について（リース資産を除く）は、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、在外連結子会社についてはIFRS第16号「リース」又はASU第2016-02号「リース」を適用しております。リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、計上された資産の減価償却は定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

製品保証引当金……………販売された製品の保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の発生実績率に基づく翌連結会計年度以降に発生する費用見込額を計上しております。

受注損失引当金……………製造装置の受注生産に係る損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる契約について、翌連結会計年度以降に発生する損失見込額を計上しております。

従業員株式給付引当金……………当社は、従業員向け株式交付規程に基づく従業員への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金……………当社は、役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは真空技術を基盤として、液晶ディスプレイ用スパッタリング装置、有機EL製造装置、巻取式真空蒸着装置、半導体製造用スパッタリング装置、真空ポンプ、計測機器に代表される真空装置、コンポーネント等を提供する真空機器事業と、真空技術の周辺技術を基盤として、スパッタリングターゲット材料、分析機器等を提供する真空応用事業に区分され、両事業とも装置、機器、材料の提供を主な履行義務として識別しております。

履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

真空機器事業及び真空応用事業の装置の提供において、他の顧客又は別の用途に振り向けることができない資産を創出し、完了した履行義務に対する支払いを受ける権利を有しているものは、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。一定の期間にわたり充足される履行義務に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合で算出しております。上記以外は顧客による検収等が完了し、支配が移転した時点で収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、コンポーネント及び材料等の国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、又は、履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算しており、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益 129,068百万円

上記のうち、期末に進行中の工事案件の金額 63,015百万円

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用していることに伴い、一時点で充足される履行義務に係る収益に含めております。

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、装置の提供において、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、見積総原価に対する当連結会計年度末までの発生原価の割合で測定される進捗度に基づいて収益を認識しております。

見積総原価は、顧客との契約において定められた履行義務を果たすための支出の総額であり、将来発生する原価の見積りに基づいて算出しております。当該見積りに用いられる主要な仮定は、人件費等の固定費であります。

想定していなかった原価の発生等により当該見積りの見直しが必要となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,735百万円
仕掛品	47,820百万円
原材料及び貯蔵品	18,517百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、棚卸資産を主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によって評価しております。連結会計年度末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、正味売却価額まで切下げ、営業循環過程から外れた一定の保有期間を超える棚卸資産については、収益性の低下の事実を反映するように、帳簿価額を切下げる方法を採用しております。

市場環境悪化による正味売却価額の著しい下落等が生じた場合又は営業循環過程から外れた一定の保有期間を超える棚卸資産が増加した場合、損失が発生する可能性があります。

(3) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 80,379百万円

無形固定資産 6,057百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、減損の兆候が認められ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産グループについては、使用価値又は正味売却価額が帳簿価額を下回る場合、在外子会社においては実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に従い国際財務報告基準等に準拠し、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値が帳簿価額を下回る場合に、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは経営者により承認された中期経営計画を基礎とし、将来の不確実性を伴う予測によりキャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクの評価を行っております。当該見積りに用いられる主要な仮定は、受注、収益及び売上総利益率であります。また、正味売却価額及び処分コスト控除後の公正価値は、外部の専門家から入手した不動産鑑定書等に基づき見積りを行っております。

減損損失の認識及び測定にあたり、その時点における合理的で信頼性のある情報に基づき将来キャッシュ・フロー、正味売却価額及び処分コスト控除後の公正価値の見積りを行っておりますが、経営環境の変化等により当該見積りや仮定の見直しが必要となった場合、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

なお、当連結会計年度において、減損損失339百万円を計上しておりますが、重要性が乏しいため、詳細については記載を省略しております。

(4) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 6,267百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、納税主体ごとに将来の業績予測やタックス・プランニング等に基づき課税所得を合理的に見積った上で、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは経営者により承認された中期経営計画を基礎とし、将来の不確実性を伴う予測により課税所得が見積値から乖離するリスクの評価を行っております。当該見積りに用いられる主要な仮定は、受注、収益及び売上総利益率であります。

経営環境の変化等により当該見積りや仮定の見直しが必要となった場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		152,193百万円
(2) 担保に供している資産	土地	503百万円
	建物及び構築物	2,835
	機械装置及び運搬具等	4
	合計	3,341

なお、担保に係る債務の金額は、長期借入金3,065百万円、短期借入金812百万円であります。

- (3) 当社は、銀行9行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	80,000百万円
借入実行高	－
差引額	80,000

- (4) 圧縮記帳

当連結会計年度において、有形固定資産に係る補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、土地247百万円であります。

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

49,355,938株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年9月26日 定時株主総会	普通株式	8,094	利益剰余金	164	2025年 6月30日	2025年 9月29日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式及び「従業員向け株式交付信託」制度の信託財産として同行 (信託口) が所有する当社株式に対する配当金17百万円が含まれております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年9月29日 定時株主総会	普通株式	7,501	利益剰余金	152	2026年 6月30日	2026年 9月30日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式及び「従業員向け株式交付信託」制度の信託財産として同行 (信託口) が所有する当社株式に対する配当金26百万円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については資金使途や調達環境等を勘案し調達手段を決定するものとしております。

受取手形及び売掛金については、与信管理を行い信用リスクを低減しております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、一部について先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。有価証券は、短期的な資金運用として保有する格付けの高い企業が発行するコマーシャル・ペーパーであり、信用リスクは僅少であります。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金については、ほとんどが1年以内の支払期日であります。また、原材料等の輸入に伴う外貨建の営業債務は、一部について先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。借入金のうち、短期借入金については、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金については、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達であります。なお、長期借入金の一部は変動金利による契約となっており、市場金利動向により支払負担額が変動します。また、デリバティブ取引は実需の範囲内で利用しており、投機的な取引は行わないものとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額6,371百万円）は、「関連会社株式」及び「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
①関連会社株式	2,488	2,445	△43
②その他有価証券	13,587	13,587	—
資産計	16,075	16,032	△43
長期借入金（1年内含む）	41,654	40,688	△966
負債計	41,654	40,688	△966
デリバティブ取引	(852)	(852)	—

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	1,594	—	—	1,594
コマーシャル・ペーパー	—	11,993	—	11,993
デリバティブ取引 通貨関連	—	△852	—	△852

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 関連会社株式	2,445	—	—	2,445
長期借入金（１年内含む）	—	40,688	—	40,688

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。コマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。そのため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、固定金利によるものは、元利金合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	真空機器事業	真空応用事業	
売上高			
一時点で移転される財又はサービス	91,988	48,074	140,062
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	118,771	10,297	129,068
顧客との契約から生じる収益	210,759	58,370	269,130

(注) 顧客との契約から生じる収益以外の収益の額については重要性がないことから、顧客との契約から生じる収益と区分して表示しておりません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	46,921
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	53,232
契約資産（期首残高）	37,817
契約資産（期末残高）	36,231
契約負債（期首残高）	22,966
契約負債（期末残高）	39,929

契約資産は、装置製造等一定の期間にわたり充足される履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が時の経過のみを要求される無条件な状態となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、製品の引渡し前に顧客から受け取った対価に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、19,127百万円であります。

契約資産の増減は、主として収益認識による増加と債権への振替による減少であります。

契約負債の増減は、主として前受対価の受取による増加と収益認識による減少であります。

過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益には重要性がありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	155,374
1年超	20,689
合計	176,062

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,900円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 347円41銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」及び「従業員向け株式交付信託」に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。当連結会計年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は172千株であります。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当連結会計年度における1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は148千株であります。

9. 企業結合に関する注記

(連結子会社の異動を伴う持分譲渡)

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、フラットパネルディスプレイ（以下、「FPD」）のターゲット事業に関し、北京豊科芯創株式投資基金センター（有限パートナーシップ）（以下、「豊科芯創」）、北京芯創智造二期創業投資基金（有限パートナーシップ）（以下、「芯創二期」）、寧波江豊電子材料股份有限公司（以下、「KFMI」）との間の事業統合（以下、「本事業統合」）するにあたっての諸条件を定めたMaster Framework Agreement（以下、「MFA」）を締結するとともに、MFAに基づいた当社の連結子会社の異動（持分譲渡）に係る持分譲渡契約を締結することについて決議し、当社が保有する愛発科電子材料（蘇州）有限公司の出資持分の北京豊科晶晟電子材料有限公司への譲渡（以下、「本持分譲渡」）が2026年6月25日付で完了しました。

本持分譲渡に伴い、当連結会計年度より愛発科電子材料（蘇州）有限公司を当社の連結の範囲から除外しております。

(1) 本持分譲渡の概要

① 譲渡先企業の名称

北京豊科晶晟電子材料有限公司

② 譲渡した子会社の名称及び事業の内容

名称 愛発科電子材料（蘇州）有限公司

事業の内容 FPDスパッタリングターゲットの開発・生産・販売等

③ 持分譲渡の理由

当社グループは、中国市場における競争環境の変化を踏まえ、事業運営体制の見直しを進めていたところ、2025年8月13日付「KFMIとのFPDターゲット事業の統合に向けた協議について」でお知らせのとおり、KFMIとの間で、FPDのターゲット事業の統合に向けた協議を検討してまいりました。その結果、第三者ファンド（すなわち、豊科芯創及び芯創二期）からの出資を受けつつも、豊科芯創が合弁会社の支配株主となり、ファンド及びKFMIを中国現地パートナーとする合弁事業体制を構築し、経営資源を集約するとともに迅速な意思決定が可能な体制へ移行することが、事業の安定性及び中長期的な収益性の向上に資するものと判断し、本事業統合を実施することとしました。

本事業統合は、豊科芯創が支配権を持つ北京豊科晶晟電子材料有限公司（以下、「本合弁会社」）に、KFMIが保有するFPDターゲット事業及び当社が保有するFPDターゲット事業を譲渡することにより段階的に実施しており、当社は、本合弁会社に対し、当社の連結子会社である愛発科電子材料（蘇州）有限公司について当社が保有している出資持分を譲渡しました。

④ 持分譲渡日

2026年6月25日

⑤ 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする持分譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 譲渡損益の金額

関係会社出資金売却益 7,793百万円

② 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	7,558百万円
固定資産	1,340百万円
資産合計	8,898百万円
流動負債	2,671百万円
固定負債	83百万円
負債合計	2,753百万円

③ 会計処理

当該譲渡出資持分の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「関係会社出資金売却益」として特別利益に計上しています。

(3) 譲渡した子会社が含まれていた報告セグメントの名称

真空応用事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算額

売上高	11,067百万円
営業利益	1,321百万円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法その他、研究開発部門・富士裾野工場及び賃貸用有形（リース資産を除く）固定資産については定額法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。また、主な耐用年数については、次のとおりであります。

建物 10～50年

機械及び装置 4～13年

無形固定資産……………定額法。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を
採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について
は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について
は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して
おります。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事
業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上してお
ります。

製品保証引当金……………販売された製品の保証に伴う費用の支出に備えるため、過
去の発生実績率に基づく翌事業年度以降に発生する費用見
込額を計上しております。

受注損失引当金……………製造装置の受注生産に係る損失に備えるため、損失の発生
が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる
契約について、翌事業年度以降に発生する損失見込額を
計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退
職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金
又は前払年金費用を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業
年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算
定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の
平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定
額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

従業員株式給付引当金……………従業員向け株式交付規程に基づく従業員への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金……………役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

① 主要な事業における主な履行義務の内容

当社は真空技術を基盤として、液晶ディスプレイ用スパッタリング装置、有機EL製造装置、巻取式真空蒸着装置、半導体製造用スパッタリング装置、真空ポンプ、計測機器に代表される真空装置、コンポーネント等を提供する真空機器事業と、真空技術の周辺技術を基盤として、スパッタリングターゲット材料、分析機器等を提供する真空応用事業に区分され、両事業とも装置、機器、材料の提供を主な履行義務として識別しております。

② 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

真空機器事業及び真空応用事業の装置の提供において、他の顧客又は別の用途に振り向けることができない資産を創出し、完了した履行義務に対する支払いを受ける権利を有しているものは、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。一定の期間にわたり充足される履行義務に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合で算出しております。上記以外は顧客による検収等が完了し、支配が移転した時点で収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、コンポーネント及び材料等の国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、又は、履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益 48,710百万円

上記のうち、期末に進行中の工事案件の金額 33,422百万円

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用していることに伴い、一時点で充足される履行義務に係る収益に含めております。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識」に記載しております。

(2) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品 559百万円

原材料 7,474百万円

仕掛品 20,290百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (2) 棚卸資産の評価」に記載しております。

(3) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 44,970百万円

無形固定資産 3,750百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (3) 固定資産の減損」に記載しております。

(4) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 6,452百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (4) 繰延税金資産の回収可能性」に記載しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		90,536百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権		48,227百万円
関係会社に対する長期金銭債権		3,160百万円
関係会社に対する短期金銭債務		18,852百万円
関係会社に対する長期金銭債務		182百万円
(3) 担保に供している資産	土地	503百万円
	建物	2,166
	機械及び装置等	4
	合計	2,673

なお、担保に係る債務の金額は、長期借入金3,065百万円、1年内返済予定の長期借入金812百万円であります。

(4) 偶発債務

① 関係会社の借入金等に対する保証債務

ULVAC MALAYSIA SDN.BHD.	1百万円
合計	1

② 関係会社の借入金等に対する保証予約

アルバック・クライオ(株)	159百万円
合計	159

(5) 当社は、銀行9行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	80,000百万円
借入実行高	—
差引額	80,000

(6) 圧縮記帳

有形固定資産に係る補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、土地247百万円であります。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	56,286百万円
仕入高	9,008百万円
営業取引以外の取引高	16,146百万円

(2) 減損損失

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 175,884株

上記株式数には、「株式給付信託（BBT）」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式がそれぞれ、163,800株、7,700株含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	317百万円
製品保証引当金	160
受注損失引当金	35
棚卸資産評価損	1,404
貸倒引当金	599
退職給付引当金	651
役員株式給付引当金	150
減価償却超過額	1,694
減損損失	1,122
繰越欠損金	1,148
株式評価損等	1,093
その他	1,690
繰延税金資産小計	10,064
評価性引当額	△3,110
繰延税金資産の合計	6,954
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△349
固定資産圧縮積立金	△140
その他	△12
繰延税金負債の合計	△502
繰延税金資産の純額	6,452

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
ULVAC Technologies, Inc.	100.0%	子会社	製品の販売	2,208	売掛金及び 契約資産 契約負債	891 4,257
アルバック機工(株)	100.0%	子会社	製品の仕入	8,467	買掛金 電子記録債務	1,618 984
アルバック販売(株)	直接 67.0% 間接 33.0%	子会社	製品の販売	23,288	売掛金及び 契約資産 契約負債	17,451 1,743
			資金の預り 利息の支払	5,739 15	預り金	7,393
アルバック・ファイ(株)	100.0%	子会社	資金の貸付 利息の受取	5,338 63	短期貸付金	5,385
ULVAC KOREA,Ltd.	直接 82.5% 間接 17.5%	子会社	製品の販売	10,251	売掛金及び 契約資産 契約負債	4,820 896
			利息の受取	261	短期貸付金 長期貸付金 未収利息	4,852 2,624 566
			研究開発等 の委託	3,317	未払金	1,005

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付及び預りについては、市場金利を勘案の上、決定しております。

なお、アルバック販売(株)及びアルバック・ファイ(株)との取引はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）等による取引であり、取引金額は、期中の平均残高を記載しております。

(注) 2 製品の仕入及び製品の販売については、価格交渉の上、決定しております。

(注) 3 研究開発等の委託については、価格交渉の上、決定しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,028円80銭
(2) 1株当たり当期純利益	195円37銭

10. 企業結合に関する注記

(連結子会社の異動を伴う持分譲渡)

実施した会計処理の概要

譲渡損益の金額

関係会社出資金売却益 2,833百万円

会計処理

当該譲渡出資持分の売却価額と帳簿価額との差額を「関係会社出資金売却益」として特別利益に計上しています。

上記以外は、「連結注記表 9. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。